［門衛所(2)］
構　　造：鉄筋コンクリート造平屋建て
建築面積：約３㎡
延床面積：約３㎡
［待機所］
構　　造：鉄筋コンクリート造地上４階（地下１階）建て
建築面積：約1,400㎡
延床面積：約4,900㎡
［車庫・道場棟］
構　　造：鉄筋コンクリート造地上３階建て
建築面積：約780㎡
延床面積：約2,100㎡
［駐輪場］
構　　造：鉄骨造平屋建て
建築面積：約200㎡
延床面積：約200㎡
［給油所・油庫］
構　　造：鉄筋コンクリート造平屋建て
建築面積：約30㎡
延床面積：約20㎡
用　　途：機動隊庁舎　他
工事内容：事務庁舎　新築１棟
潜水訓練・災害用倉庫棟　新築１棟
レンジャー訓練棟　新築１棟
渡り廊下(1)　新築１棟
渡り廊下(2)　新築１棟
渡り廊下(3)　新築１棟
門衛所(1)　新築１棟
門衛所(2)　新築１棟
待機所　新築１棟
車庫・道場棟　新築１棟
駐輪場　新築１棟
給油所・油庫　新築１棟
工作物　新設一式
外構　新設一式
造園　新設一式

⑸　工期　契約締結の翌日から平成25年12月10日まで。

⑹　使用する主要な資機材
コンクリート　約14,000㎥
鉄筋　約2,300ｔ

⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「鉄筋コンクリート工事の施工に関して技術的に配慮すべき事項」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事の完成時の工事成績評定の結果が65点未満であった場合、当該工事成績評定通知書の通知月から起算して１年間に行われる関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する工事の入札において、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行対象工事である。ただし、事故減点は原則適用外とする。

⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年以内に70点未満の工事成績評定を通知された関東地方整備局が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする試行対象工事である。なお、５．⑻で定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局のホームページにより公表する。

⒀　本工事は、現場の問題発生に対して迅速な対応を行う「ワンデーレスポンス」を実施する工事である。

⒁　本工事は、総合評価落札方式における評価の過程の透明性をより一層向上させるため、技術提案の採否等の通知を実施する工事である。詳細は入札説明書による。

２　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年９月30日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。）から警視庁第二機動隊⑾建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者以外の構成員は関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。）

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑤　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した下記㋐の要件を満たす建築一式工事（躯体、外装、内装を含む新築）の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐
１．建物用途　下記のａ）、ｂ）又はｃ）のいずれかに該当する施設
ａ）同種施設：事務所・庁舎
ｂ）類似施設：事務室（上級室を含む）、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が、当該申請施設全体の延床面積の過半を占める施設
ｃ）複合用途施設：「ａ）同種施設」と認められる部分が、5,000㎡以上ある施設
２．構造及び階数：鉄筋コンクリート造または鉄骨鉄筋コンクリート造（ＣＦＴ構造は含まない）、地上階数５階以上
３．延床面積：10,000㎡以上

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。また、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。